

令和2年度欧州における原子力施設の規制情報 調査に係る一般競争入札説明書

入札説明書
入札心得式
入札書様式
委任状様式
予算決算及び会計令（抜粋）
仕様書
入札適合条件
契約書（案）

令和2年1月
原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房技術基盤グループ技術基盤課

入札説明書

原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房技術基盤グループ
技術基盤課

原子力規制委員会原子力規制庁の役務の調達に係る入札公告（令和2年1月28日付け公告）に基づく入札については、関係法令及び原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和2年度欧州における原子力施設の規制情報調査

(2) 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(3) 納入場所

仕様書による。

(4) 入札方法

入札金額は、総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。

(4) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

(5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

3. 入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する仕様書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の提出期限内に提出しなければならない。また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された適合証明書は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

4. 入札説明会の日時及び場所

令和 2 年 2 月 4 日（火） 16 時 00 分～

原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル 13 階入札会議室

※1 参加人数は、原則 1 社 1 名とする。

※2 本会場にて、入札説明書の交付は行わない。

5. 適合証明書の受領期限及び提出場所

令和 2 年 2 月 18 日（火） 12 時 00 分

原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房技術基盤グループ

技術基盤課契約係（六本木ファーストビル 16 階）

6. 入札及び開札の日時及び場所

令和 2 年 3 月 4 日（水） 14 時 00 分～

原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル 13 階入札会議室

※開札は入札終了後直ちに行う。

7. 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取消しをすることができない。

8. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9. 落札者の決定方法

支出負担行為担当官が採用できると判断した適合証明書を提出した入札者であって予決令第 79 条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

10. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めるところにより実施する。

11. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

12. 契約書の作成の要否 要

13. 契約条項 契約書（案）による。

14. 支払の条件 契約書（案）による。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

16. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 伊藤 隆行
〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

17. その他

(1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において、速やかに書面をもって説明しなければならない。

(2) 本件に関する照会先

担当：原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房技術基盤グループ技術基盤課 安田 真

電 話 : 03-5114-2109

F A X : 03-5114-2177

メールアドレス: makoto_yasuda@nsr.go.jp

(3) 契約締結日までに令和2年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

なお、本調達は、令和2年度予算に係る調達であることから、予算の成立以前においては、落札予定者の決定となり、予算の成立等をもって落札者とする事とする。

(別 紙)

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 直接入札

直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。この場合において、入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあたっては、入札書とは別に証明書及び添付書類を契約担当官（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式2による委任状を持参しなければならない。

8. 代理人等の制限

- (1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。
- (2) 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人による入札
- ④ 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 入札者又は代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (4) 入札者又は代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

13. 調査基準価格、低入札価格調査制度

- (1) 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
 - ① 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - ② 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額

- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

14. 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 低入札となった場合は、一旦落札決定を留保し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- (3) 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

15. 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、直接入札における開札の際に、入札者又はその代理人等が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

16. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

17. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

18. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受領した日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

19. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(別 記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商 号 又 は 名 称

代表者役職・氏名

印

(復) 代理人役職・氏名

印

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する

場合に、(復) 代理人の記名押印が必要。

このとき、代表印は不要(委任状には必要)。

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和2年度欧州における原子力施設の規制情報調査
- 2 入札金額 : 金額 円也
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所在地
(委任者) 商号又は名称
代表者役職・氏名 印

代理人所在地
(受任者) 所属(役職名)
代理人氏名 印

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和2年度欧州における原子力施設の規制情報調査の入札に関する一切の件
- 2 1の事項に係る復代理人を選任すること。

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理人所在地
(委任者)商号又は名称
所属(役職名)
代理人氏名 印

復代理人所在地
(受任者)所属(役職名)
復代理人氏名 印

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和2年度欧州における原子力施設の規制情報調査の入札に関する一切の件

(参 考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

令和2年度欧州における原子力施設の規制情報調査

仕様書

仕様書

1. 件名

令和2年度欧州における原子力施設の規制情報調査

2. 目的

本調査は、欧州各国(欧州国際機関を含む)における原子力施設に係る規制情報、運転管理及び事故・故障情報を網羅的に収集・調査し、情報を的確かつタイムリーに把握するために週単位で取りまとめ、原子力規制委員会原子力規制庁(以下「規制庁」という。)内で情報共有する。また、フランス等の主要国の最新の法令・規制文書、規制制度、組織体制など個別テーマに係る情報を収集し、規制動向を取りまとめ、我が国の原子力施設の安全規制に資することを目的とする。

3. 実施内容

(1) 調査・報告の方針

本調査は、欧州における原子力施設を調査対象とし、各国の原子力規制機関の活動全般を把握できるよう、規制機関、技術支援機関及び必要に応じてその他の政府機関等が発表する情報に関して、放射線規制や防災、原子力施設共通の情報なども併せて広く収集するものとする。原子力施設とは、原子力発電所、試験・研究炉、及び核燃料サイクル施設、防災施設、廃棄物関連施設、RI 取扱い設備等(軍事関係の情報は除く)とし、医療関係は対象外とする。

具体的な調査・報告内容は後述(2)に示すが、報告に際しては、調査対象国及び欧州国際機関の調査項目に関する一次情報及び必要に応じて付随した情報等を原則、原語・原文で参照し出典を明記するとともに、単なる原典の和訳ではなく、後述する調査項目について、背景や経緯を含めて各国の動向を的確かつ容易に把握できるよう補足情報を付記する報告方法とする。

なお、欧州主要国以外の国における式典、シンポジウム、セミナー、ワークショップの開催や参加、国際会議への出席、日本以外からの要人訪問、二国間会合、研修実施などの具体的な施設と関係しない規制機関の活動全般に関する発表は対象外とする。また、核燃料サイクル施設に関する情報については、各国の規制機関が発表するニュース・プレスリリース、事故・故障情報を中心に調査・報告する。

(2) 調査対象国(機関)と調査項目・内容

欧州の原子力施設に関する規制情報、運転管理及び事故・故障情報に係る以下の調査項目について情報を収集・調査する。

調査対象国(欧州国際機関を含む)と調査項目・内容を以下に示す。

【調査対象国(機関)】

欧州主要国：

フランス、ドイツ、イギリス、スウェーデン、スペイン、ベルギー、スイス、フィンランド

主要国以外のその他の国：

オランダ、ノルウェー、チェコ、スロバキア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、スロベニア、リトアニア、ポーランド、ロシア、ウクライナ、アルメニア、ベラルーシ

欧州国際機関：

欧州連合（EU：議会、理事会、閣僚理事会、委員会含む）、欧州原子力安全規制者グループ（ENSREG）、西欧原子力規制者会議（WENRA）

【調査項目・内容】

① 欧州主要国及び欧州国際機関の規制関連情報等の調査

(a) 情報の収集

欧州主要国（欧州国際機関を含む）の規制機関等が発表する原子力施設の規制情報及び運転管理に関する情報を収集する。

収集する情報は、各国の規制機関、技術支援機関、事業者、必要に応じてその他の政府機関等がウェブサイトで公表する情報、規制関連文書、報告書等とする。なお、各国の規制機関が発表するニュース・プレスリリースについては全て収集する。また、核燃料サイクル施設に関する情報については、各国の規制機関が発表するニュース・プレスリリースを中心に収集する。

毎週の情報収集の対象は、週報提出日の前週の金曜日の欧州現地時間 17 時 30 分までに公表された情報とする。

- ・ 規制機関が発表する情報（規制制度、組織・人事・予算情報、規制機関の活動全般、見解・決定・指示・命令・評価等、フランスの地域情報委員会総会・イギリスのサイトステークホルダーグループ会合／ローカルリエゾングループ会合等の情報も含む。）
- ・ 規制機関の組織・運営に関する文書（人事、組織図、戦略計画、政策声明、規制方針等）
- ・ 規制関連文書（原子力施設の建設・運転・変更・廃止措置等に係わる法律、政省令、行政文書、規則、指針、ガイダンス、報告書等に関する情報）
- ・ 運転管理（検査、監督等）に関する情報
- ・ 年報、四半期報、季報、ニュースレター等（年報は、令和 2 年度に発行されるもの（2019 年報）とする。）
- ・ 規制機関の活動に関係すると思われる、その他の政府機関が発表する情報

また、EU、ENSREG、WENRA などの欧州国際機関については、原子力安全・セキュリティに係る発表、会議内容やスピーチ要旨、出版物等の情報を収集・調査する。

調査対象は、欧州主要国と欧州国際機関とし、以下の規制機関、技術支援機関、事業者、必要に応じてその他の政府機関等とする。組織再編等により名称が変わった場合には、その後継組織を調査対象とする。

- ・ フランス：ASN、IRSN、事業者等
- ・ ドイツ：BMU、BfE、BfS、州規制当局、GRS、事業者等

- ・ イギリス：ONR、EA、事業者等
- ・ スウェーデン：SSM、事業者等
- ・ スペイン：CSN、事業者等
- ・ ベルギー：FANC、Bel V、事業者等
- ・ スイス：ENSI、事業者等
- ・ フィンランド：STUK、事業者等
- ・ EU、ENSREG、WENRA

調査にあたっては、各国の規制機関及び技術支援機関の発表情報だけでは内容がわかりにくい場合は、事業者やその他の政府機関の発表の概要、報道の状況など関連情報も調査する。また、情報の重要性の観点から、必要に応じて、追加情報及びその他の関連情報（当該情報に関連する報道記事、産業界の発表等）の収集・調査を規制庁から求める場合がある。毎週の定期的情報収集以外の収集・調査の場合は、規制庁担当者と協議の上、その都度、指示に従い報告を行う。

(b) 情報の調査・取りまとめ

- ・ 規制機関、技術支援機関、事業者、その他の政府機関等が発表する規制関連情報は、原文を日本語に全文和訳し、国毎にまとめるものとする。直近の1週間の情報をまとめるものとし、各情報には出典として、情報発信元、発信日、情報のURLを付記する。
- ・ 原則として、規制機関が発表する情報、技術支援機関が発表する規制関連情報は「規制関連情報」、事業者やその他の政府機関が発表する情報は、規制に関する「その他の情報」として整理する。
- ・ まとめにあたっては、各国の規制機関及び技術支援機関の発表情報だけでは内容がわかりにくい場合、特に初めて報告される情報、文書などに対しては、補足情報として、情報の背景や推移、事業者やその他の政府機関の発表の概要、報道の状況など関連情報を適宜追加する。
- ・ 規制機関が公表する規制関連文書は、「主な規制図書」に分類し、規制機関以外が公表する規制関連文書は、「その他の情報」に分類し整理する。
- ・ 取り上げられた規制関連文書については、全文和訳を原則とするが、情報量の多いものについては要点を的確に把握できるよう概要をとりまとめるものとする。
- ・ 年報・報告書等のように情報量の多いものについては要点を的確に把握できるよう、全文和訳ではなく概要を取りまとめることとする。そのとりまとめにあたっては、全般的な内容とともに、主要なトピックスや安全規制上重要な動向を的確かつ容易に把握できるよう、情報を取捨選択し、まとめ方を工夫すること。

② 主要国以外のその他の国の規制情報等の調査

(a) 情報の収集

原則として、主要国以外のその他の各国における規制機関、技術支援機関、事業者、必要に応じて政府機関等が発表する原子力施設の規制情報及び運転管理に関する情報を収集する。

収集する情報は、各国の規制機関、技術支援機関、事業者、必要に応じてその他の政府機関等がウェブサイトで公表する情報、規制関連文書、報告書等とする。なお、核燃料サイクル施設に関する情報については、各国規制機関が発表するニュース・プレスリリースを中心に収集する。

毎週の情報収集の対象は、週報提出日の前週の金曜日の欧州現地時間 17 時 30 分までに公表された情報とする。

- ・規制機関が発表する情報（規制制度、組織・人事・予算情報、規制機関の活動全般、見解・決定・指示・命令・評価等）
- ・規制機関の組織・運営に関する文書（人事、組織図、戦略計画、政策声明、規制方針等）
- ・規制関連文書（原子力施設の建設・運転・変更・廃止措置等に係わる法律、政省令、行政文書、規則、指針、ガイダンス、報告書等に関する情報）
- ・運転管理（検査、監督等）に関する情報
- ・年報、四半期報、季報、ニュースレター等

なお、主要国以外のその他の国における式典、シンポジウム、セミナー、ワークショップの開催や参加、国際会議への出席、日本以外からの要人訪問、二国間会合、研修実施などの具体的な施設と関係しない規制機関の活動全般に関する発表は対象外とする。

調査対象は、(2)に掲げる「主要国以外のその他の国」の規制機関、技術支援機関、事業者、必要に応じてその他の政府機関等とする。

調査にあたっては、各国の規制機関及び技術支援機関の発表情報だけでは内容がわかりにくい場合は、事業者やその他の政府機関の発表の概要、報道の状況など関連情報も調査する。

(b) 情報の調査・取りまとめ

- ・規制機関、技術支援機関、事業者、その他の政府機関等が発表する規制関連情報は、原文を日本語に全文和訳し、国毎にまとめるものとする。直近の 1 週間の情報をまとめるものとし、各情報には出典として、情報発信元、発信日、情報の URL を付記する。
- ・まとめにあたっては、各国の規制機関及び技術支援機関の発表情報だけでは内容がわかりにくい場合、特に初めて報告される情報、文書などに対しては、補足情報として、情報の背景や推移、事業者やその他の政府機関の発表の概要、報道の状況など関連情報を適宜追加する。
- ・原則として、規制機関が発表する情報は「規制情報」、規制機関以外が発表する情報は、規制に関する「その他の情報」として整理する。

- ・規制機関が公表する規制関連文書は、「主な規制図書の発行」に分類し、規制機関以外が公表する規制関連文書は、規制に関する「その他の情報」に分類し整理するものとする。
- ・取り上げられた規制関連文書については、全文和訳を原則とするが、情報量の多いものについては要点を的確に把握できるよう概要をとりまとめるものとする。
- ・年報・報告書等のように情報量の多いものについては要点を的確に把握できるよう、全文和訳ではなく概要を取りまとめることとする。そのとりまとめにあたっては、全般的な内容とともに、主要なトピックスや安全規制上重要な動向を的確かつ容易に把握できるよう、情報を取捨選択し、まとめ方を工夫すること。

③ 事故・故障情報の調査

(a) 情報の収集

本調査は、欧州における原子力施設を調査対象とする。事故・故障情報について平日毎日情報収集するものとする。

収集する事故・故障情報には、事故・故障の発生時に発表される情報に加え、事故報告書、運転経験反映に関する報告書、事故・故障に関する年度報告書等を含める。

調査対象国は、欧州主要国（フランス、ドイツ、イギリス、スウェーデン、スペイン、ベルギー、スイス、フィンランド）、主要国以外のその他の国（オランダ、ノルウェー、チェコ、スロバキア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、スロベニア、リトアニア、ポーランド、ロシア、ウクライナ、アルメニア、ベラルーシ）とし、以下に示す規制機関、技術支援機関及び事業者等の情報とする。組織再編等により名称が変わった場合には、その後継組織を調査対象とする。

- ・ フランス：ASN、IRSN、事業者等の情報
- ・ ドイツ：BMU、BfE、BfS、各州規制当局、事業者等の情報
- ・ イギリス：ONR、EA、NDA、事業者等の情報
- ・ スウェーデン：SSM、事業者等の情報
- ・ スペイン：CSN、事業者等の情報
- ・ ベルギー：FANC、事業者等の情報
- ・ スイス：ENSI、事業者等の情報
- ・ フィンランド：STUK、事業者等の情報
- ・ 主要国以外のその他の国：規制機関、事業者、研究所等が公表する情報

なお、事象の重大性・緊急性の観点から、必要に応じて、追加情報の調査・報告、上記以外からのその他の関連情報（当該事象に関連する報道記事、産業界の発表・ニュース等）についても収集・調査・報告を求める場合がある。

(b) 情報の調査・取りまとめ

収集した情報のうち、事故・故障の発生時に発表される情報の発表文は、日本語に全文和訳する。

事故・故障報告書、運転経験反映に関する報告書、事故・故障に関する月報・四半期報告書・年報等については、その概要をまとめるものとする。

情報の取りまとめにあたっては、必要に応じて設備やシステムの設計（系統図、配置図等を含む）、運転手順・規定などの関連情報を調査し報告に添付するなど、事象の内容や安全上の重要度、規制措置等を的確かつ容易に把握できるよう、解説を追加するなど取りまとめ方を工夫すること。

④ トピックス情報調査

欧州の原子力施設に係る規制制度、規制活動、欧州連合（EU）指令の大きな変更など、欧州の原子力施設の安全規制上重要な動向に係るトピックスについて、背景・経緯を含めて調査し、1件当たりA4版で10～15ページ程度に取りまとめ、調査期間中、最大4件程度報告する。テーマは規制庁が指定する場合もあるが、受注者も有用なテーマをタイムリーに提案し、規制庁と協議の上で決定する。調査対象とするテーマには現在進行中のもののみならず、安全規制上重要と思われる過去のテーマ及び将来のテーマも含まれる。

⑤ 個別テーマに関する情報の収集・取りまとめ

欧州主要国のうち、フランスとイギリスについて、以下の各国規制を理解する上で重要な個別テーマに関する情報の収集し、取りまとめる。

(a) 法令・規制文書とその位置付け

対象各国の原子力施設の安全規制に係る法令体系の全体概要を示した上で、法律、政省令、規則、その他行政文書については、主な内容及び強制力等の位置付けを整理する。主要な法律、政省令、規則については仮訳を添付する。

規制機関が発出する指針・ガイダンス類については、その体系・タイトルを整理する。また、規制機関が参照・エンドースしている主な民間基準についても、タイトルを整理する。

(b) 規制機関と関連組織

原子力施設の安全規制に係る現行の各種機関・組織について、対象各国における全体概要を示すとともに、各組織の個別情報を設立の経緯や変遷も含めて調査する。

対象には、規制機関・規制支援組織等に加え、原子力関連の研究所や学会・協会、産業界組織など、対象各国において原子力施設の安全規制に関係する全ての組織を含める。

また、各組織の情報については、設置根拠法令、人員・組織体制、活動内容を整理する。規制機関については、権限と責任、意思決定プロセス、内部組織の人員・構造・役割、諮問組織、財源・予算、人的資源確保について整理する。

(c) 許認可プロセス

対象各国の原子力施設の立地から廃止措置に至るまでの許認可プロセスに関する法令体系の全体概要を示した上で、各種根拠法令・規則等に基づいた許認可プロセス並びに許認可プロセスにおけるステークホルダー等の参画の特徴を調査する。対象各国において、標準設計認証、トピカルレポートのような審査制度がある場合はそれらも含めて調査する。

(d) 運転中プラントの規制

対象各国の運転中プラントの規制に関する法令体系の全体概要を示した上で、主な活動（定期安全レビュー（PSR）、供用期間中検査及び試験、事象の報告システム、緊急時計画等を含む）について、各種根拠法令・規則等に基づいた制度・プログラム及び実施状況を調査する。

(e) 福島第一原子力発電所事故の教訓反映

福島第一原子力発電所事故後に強化された対象各国の規制基準、指示、取組等について、全体概要を示した上で、特に注目すべき対応を抽出して調査する。また、欧州各国については、EU、WENRA の活動との関連も整理する。

(3) 調査結果の報告

上記（2）の調査結果について、以下の通り、報告を行う。なお、調査の進捗や方法等に疑義がある場合は、規制庁にて適宜、進捗報告会の開催を求める場合がある。

①速報

平日毎日収集した事故・故障の発生時に発表される情報は、原文又は原文のリンク・ダウンロード可能な URL 及び和文にて事象のタイトルあるいはその概要を指定のメールアドレスに報告すること。また、収集した情報については、全文和訳等が提供可能となった段階で逐次報告するものとする。なお、事象の重大性・緊急性の観点から、必要に応じて、追加情報の収集・調査・報告、その他の関連情報（当該事象に関連する報道記事、産業界の発表・ニュース等）についても収集・調査・報告を求める場合がある。

また、重要と思われる規制関連情報、組織、人事に関する情報も速報として提出するものとする。

②週報

上記（2）の調査結果の内、直近の1週間の情報（週報提出日の前週の金曜日の欧州現地時間 17 時 30 分までに公表されたもの）を週次で報告する。週報には、速報で報告した情報並びに事故・故障情報に背景等の補足情報を加えること。国毎に和文にて「規制関連情報」、「主な規制図書発行」、「事故・故障情報」、「その他の情報」に分類してまとめたものとし、出典、発表日（掲載日）及び出典のリンク・ダウンロード可能な URL を付記すること。また、出典の原文については、原文ファイル及び必要に応じて和訳（全訳または抄訳）を併せて提出するものとする。和訳の提出について、規制庁が指示することがある。

情報の重大性・緊急性の観点から、必要に応じて、その他の関連情報（当該規制関連情報、事象・故障に関連する報道記事、産業界の発表・ニュース等）につ

いても収集・調査を求める場合がある。その際は、規制庁担当者と協議の上、規制庁の指示に従い報告を行う。

③トピックス報告書

欧州各国の規制動向、欧州連合（EU）指令の大きな変更など、安全規制上重要な動向に係るトピックスを、調査期間中、最大4件程度を選定し、A4版で10～15ページ程度にまとめて提出する。

当該情報の選定にあたっては、規制庁担当者と協議するものとする。

④成果報告書

当該期間中に収集し、規制庁に報告した各週の週報及びトピックス報告書、並びに個別テーマの取りまとめ結果を成果報告書として取りまとめ、ハードコピー及び電子情報媒体を提出すること。

成果報告書の構成等については、規制庁と協議のこと。

(4) 情報収集などの助勢

上記の調査項目に係る情報や関連情報について、規制庁担当者が随時指定した内容についての情報収集などの助勢を行う。助勢は月2回、情報調査・資料作成で各4時間程度を目安とする。調査した内容は、成果報告書に反映する。

4. 実施工程

項目	年 月	令和2年									令和3年		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
欧州主要国及び欧州国際機関の規制関連情報等の調査													
主要国以外のその他の国の規制情報等の調査													
事故・故障情報の調査													
トピックス情報調査													
個別テーマに関する情報の収集・取りまとめ													
調査結果の報告 成果報告書													▲
情報収集などの助勢													

5. 業務実施期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

6. 実施責任者及び実施体制

受注者は、実施責任者及び品質管理体制を明示した実施体制表を提出すること。

あらかじめ下請負者が決まっている場合は、下請負者名及びその発注業務内容を含めて記載すること。ただし、金50万円未満の下請負業務、印刷費、会場借料、翻訳

費及びその他これに類するものを除く。

実施責任者は本作業の遂行にあたり十分な実務能力及びマネジメント能力を有し、本作業を統括する立場にある者とする。

実施体制には必ず本件に精通した経験豊富なスタッフを含めること。また、2人以上の直接の担当者を定め、一方が出張等の時にも支障なく業務が遂行できるようにすること。

本業務の遂行において、仕様書等で要求する内容を理解し、期待される成果をあげるよう、海外提携先等を含め、組織的な実施体制を確保できること。

7. 提出書類及び納入品目

(1) 提出書類

受注者が規制庁の承認を受けるため、又は規制庁に報告するために提出する書類、提出部数、提出期日は、次のとおりとする。

	提出書類	提出部数	提出期日
1	品質計画書 ^(注1)	1	契約締結後速やかに提出し、規制庁の承認を受けること
2	情報セキュリティに関する書面	1	契約締結後速やかに提出すること。
3	実施計画書（実施工程表、実施体制表含む）	1	契約締結後速やかに変更時は改訂版を速やかに提出すること
4	下請負届	1	契約締結後速やかに該当しない場合は省略できる
5	速報 ^(注2)	1	随時 ^(注3)
6	週報 ^(注2)	1	毎週火曜日午後2時 ^(注3)
7	トピックス報告書 ^(注2)	1	その都度（期間中、最大4回程度）
8	成果報告書 ^(注4)	一式	令和3年3月31日まで
9	完了届	1	納入時

注1) 品質計画書の品質要求事項は8. によるものとする。

注2) 電子情報（Word、PDF形式）をe-mail又は電子媒体にて提出すること。

注3) 年度初、年度末、連休、年末年始等の提出日・提出方法については、規制庁と協議し、決定するものとする。

注4) 成果報告書は、週報及びトピックス報告書をまとめ、検収時内容確認用にハードコピーを1部提出するものとし、同内容の電子情報媒体も8部提出すること（PDF形式、WORD、EXCEL）。なお、電子情報媒体には、契約件名を記載し、容易に他の電子情報媒体と区別できるようにすること。成果報告書の電子情報媒体には上記1～3の提出書類も含めること。

(2) 納入品目及び納入場所

納入品目：(1) に定める提出書類

納入場所：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ技術基盤課
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル8階

8. 品質計画書

品質計画書には最小限、以下の内容を記載すること。

(1) 品質管理体制

受注業務に対する品質を確保するための、十分な体制が構築されていること。

- ・ 作業実施部署は品質管理部署と独立していること。
- ・ 実施責任体制が明確となっていること（実施責任者と品質管理責任者は兼務しないこと）。

(2) 品質管理の具体的な方策

受注業務に対して品質を確保するための、当該業務に対応した具体的な作業に関する方法（チェック時期及びチェック内容）が明確にされていること。

(3) 担当者の技術能力

業務に従事する者の技術能力（語学力を含む）を明確にすること。特に、原子力安全等に関する技術分野における実務経験者が、担当者の中に含まれていること。

9. 検収条件

本仕様書に記載の内容を満足し、7. に記載の提出書類が全て提出されていることが確認されたことをもって検収とする。

10. 情報セキュリティの確保

受注者（請負者）は、以下の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制庁担当官に書面で提出すること。

(2) 受注者は、原子力規制庁担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講じること。

また、本業務において受注者が作成する情報については、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(3) 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 受注者は、原子力規制庁担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において受注者が作成した情報についても、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 受注者は、本業務の終了時に、業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>

11. その他

- (1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、規制庁担当者と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (2) 受注者は、本業務において納入する全ての成果物について、瑕疵担保責任を負うものとする。瑕疵担保責任期間は当庁により検収後 1 年間とする。
- (3) 作業実施者は、規制庁担当者と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が保てること。
- (4) 業務上不明な事項が生じた場合は、規制庁担当者に確認の上、その指示に従うこと。
- (5) 常に、規制庁担当者との緊密な連絡・協力関係の保持及び十分な支援を提供すること。
- (6) 本調達において納品される成果物の著作権は、検収合格が完了した時点で、当庁に移転する。受注者は、成果物の作成に当たり、第三者の工業所有権又はノウハウを実施・使用するときは、その実施・使用に対する一切の責任を負う。
- (7) 成果物納入後に受注者の責めによる不備が発見された場合には、受注者は、無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(以上)

入札適合条件

令和2年度欧州における原子力施設の規制情報調査を実施するにあたり、以下の条件を満たすこと。

- (1) 令和01・02・03（平成31・32・33）年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。
- (3) 本業務を履行するにあたり、調査担当者は、欧州各国の原子力規制制度、法令・基準、原子力施設や設備等の専門的技術に関して十分な知識・知見を有するのみならず、欧州では英語以外の言語が広く使われていることから、調査担当者が英語以外の言語の情報を収集・読解し、その要点を適時に把握できる能力を有することが必須である。また、複数の担当者を確保し、本業務の履行が実施可能な組織的支援体制を確保できること、担当者及び実施体制は、原子力規制庁が仕様書等で要求する内容を理解し、期待される成果をあげるよう担当者と十分に調整できる技術力があることが必要である。これらの能力、実施体制を有していることを示すため、別紙にて担当技術者及び不在時代行技術者の経歴、条件を満たすことの説明（フランス語、ドイツ語などの語学力の証明・資格等含む）、欧州の原子力施設や規制制度に係る調査実績を記載し、提示すること。なお、個人情報の取扱いに留意すること。
- (4) 受注業務の品質を確保できることを示すため、次の①及び②についてまとめ、下記5項の品質管理体制と方策に基づいて処理した過程とともに提示すること。
 - ①仏の原子力施設の地震後点検と閾値、及びその適用例を説明すること。
 - ②仏フラマンビル3号機の材料問題を3件以上挙げ、内容を説明すること。
- (5) 以下の品質要求事項への対応を説明すること。
 - a. 品質管理体制
受注業務に対する品質を確保するための、十分な体制が構築されていること。
 - ・ 作業実施部署は品質管理部署と独立していること。
 - ・ 実施責任体制が明確となっていること（実施責任者と品質管理責任者は兼務しないこと。）
 - b. 品質管理の具体的な方策
受注業務に対して品質を確保するための、当該業務に対応した具体的な作業に関する方法（チェック時期及びチェック内容）が明確にされていること。
 - c. 担当者の技術能力
業務に従事する者の技術能力を明確にすること。

本件の入札に参加しようとするものは、上記の（1）から（5）までの条件を満た

すことを証明するために、様式1及び様式2の適合証明書等を原子力規制委員会原子力規制庁に提出し、原子力規制庁長官官房技術基盤グループ技術基盤課が行う適合審査に合格する必要がある。

なお、適合証明書等（添付資料を含む。）は、正1部、及び副1部を提出すること。

また、適合証明書を作成するに際して質問等を行う必要がある場合には、令和2年2月13日（木）12時までに電子メールで、下記の原子力規制庁長官官房技術基盤グループ技術基盤課に提出すること。

適合証明書等提出先：

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ技術基盤課契約係

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル16階

TEL：03-5114-2222

FAX：03-5114-2232

質問提出先：

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ技術基盤課

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル8階

担当：安田 真 (makoto_yasuda@nsr.go.jp)

TEL：03-5114-2109

FAX：03-5114-2177

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所在地

商号又は名称

㊦

代表者氏名

㊦

「令和2年度欧州における原子力施設の規制情報調査」の入札に関し、応札者の条件を満たしていることを証明するため、適合証明書を提出します。

なお、落札した場合は、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

適合証明書

件名：令和2年度欧州における原子力施設の規制情報調査

商号又は名称：

条 件	回 答 (○or ×)	資料 No.
<p>(1) 令和01・02・03(平成31・32・33)年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。</p> <p>(2) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。</p> <p>(3) 本業務を履行するにあたり、調査担当者は、欧州各国の原子力規制制度、法令・基準、原子力施設や設備等の専門的技術に関して十分な知識・知見を有するのみならず、欧州では英語以外の言語が広く使われていることから、調査担当者が英語以外の言語の情報を収集・読解し、その要点を適時に把握できる能力を有することが必須である。また、複数の担当者を確保し、本業務の履行が実施可能な組織的支援体制を確保できること、担当者及び実施体制は、原子力規制庁が仕様書等で要求する内容を理解し、期待される成果をあげるよう担当者と十分に調整できる技術力があることが必要である。これらの能力、実施体制を有していることを示すため、別紙にて担当技術者及び不在時代行技術者の経歴、条件を満たすことの説明(フランス語、ドイツ語などの語学力の証明・資格等含む)、欧州の原子力施設や規制制度に係る調査実績を記載し、提示すること。なお、個人情報の取扱いに留意すること。</p> <p>(4) 受注業務の品質を確保できることを示すため、次の①及び②についてまとめ、下記5項の品質管理体制と方策に基づいて処理した過程とともに提示すること。</p> <p>① 仏の原子力施設の地震後点検と閾値、及びその適用例を説明すること。</p> <p>② 仏フラマンビル3号機の問題を3件以上挙げ、内容を説明すること。</p> <p>(5) 以下の品質要求事項への対応を説明すること。</p> <p>a. 品質管理体制 受注業務に対する品質を確保するための、十分な体制が構築されていること。</p>		

<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業実施部署は品質管理部署と独立していること。 ・ 実施責任体制が明確となっていること（実施責任者と品質管理責任者は兼務しないこと。）。 <p>b. 品質管理の具体的な方策 受注業務に対して品質を確保するための、当該業務に対応した具体的な作業に関する方法（チェック時期及びチェック内容）が明確にされていること。</p> <p>c. 担当者の技術能力 業務に従事する者の技術能力を明確にすること。</p>		
--	--	--

適合証明書に対する照会先

所在地 : (郵便番号も記載のこと)

商号又は名称及び所属 :

担当者名 :

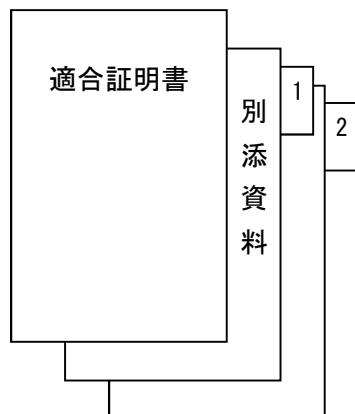
電話番号 :

FAX 番号 :

E-Mail :

記載上の注意

1. 適合証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。
なお、回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。
2. 内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出すること。
なお、応札者が必要であると判断する場合については他の資料を添付することができる。
3. 適合証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料 No.」欄に資料番号を記載すること。
その場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かりやすくすること。
4. 資料は、日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付）、A4判（縦置き、横書き）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。
5. 適合証明書は、下図のようにまとめ提出すること。



- ①項目ごとにインデックス等を付ける。
- ②紙ファイル、クリップ等により、順序よくまとめ綴じる。

(案)

契 約 書

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）とは、「令和2年度欧州における原子力施設の規制情報調査」について、次の条項（特記事項を含む。）により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第2条 金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

（契約期間）

第3条 契約締結日から令和3年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（一括委任又は一括下請負の禁止等）

第5条 乙は、役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負させた業務に伴う当該第三者（以下「下請負人」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

3 乙は、第1項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。また、乙は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

（監 督）

第6条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

2 甲は、いつでも乙に対し契約上の義務の履行に関し報告を求めることができ、また必要がある場合には、乙の事業所において契約上の義務の履行状況を調査することができる。

（完了の通知）

第7条 乙は、役務全部が完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

（検査の時期）

第8条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内にその役務行為の成果について検査をし、合格したうえで引渡し又は給付を受けるものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第9条 前条の引渡し又は給付前に、天災その他不可抗力により損害が生じたときは、乙の負担とする。

(対価の支払)

第10条 甲は、業務完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に対価を支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(違約金)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として次の各号に定める額を徴収することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに本契約の契約仕様書に基づき納品される納入物(以下「納入物」という。)の引渡しを終わらないとき 延引日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額
 - (2) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しが終わる見込みがないと甲が認めたとき 契約金額の100分の10に相当する額
 - (3) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき 契約金額の100分の10に相当する額
 - (4) 甲が本契約締結後に保全を要するとして指定した情報(以下「保全情報」という。)が乙の責に帰すべき事由により甲又は乙以外の者(乙の親会社、地域統括会社等を含む。以下同じ。ただし、第16条第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。)に漏洩したとき 契約金額の100分の10に相当する額
 - (5) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき 契約金額の100分の10に相当する額
 - (6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき 契約金額の100分の10に相当する額
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約の解除等)

第13条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約金額その他これまでに履行された請負業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(かし担保責任)

第14条 甲は、役務行為が完了した後でもかしがあることを発見したときは、乙に対して相当の期間を定めて、そのかしの補修をさせることができる。

2 前項によってかしの補修をさせることができる期間は、引渡し又は給付を受けてから1カ年とする。

3 乙が第1項の期日までにかしの補修をしないときは、甲は、乙の負担において第三者にかしの補修をさせることができる。

(損害賠償)

第15条 甲は、かしの補修、違約金の徴収、契約の解除をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。ただし、損害賠償を請求することができる期間は、引渡し又は給付を受けてから1カ年とする。

(保全情報の取扱い)

第16条 乙は、保全情報を乙以外の者に提供してはならない。ただし、甲が個別に許可した場合はこの限りでない。

- 2 乙は、契約履行完了の際、保全情報を甲が指示する方法により、返却又は削除しなくてはならない。
- 3 乙は、保全情報が乙以外の者（ただし、第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏洩した疑いが生じた場合には、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、甲に連絡するものとする。また、甲が指定した情報の漏洩に関する甲の調査に対して、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、協力するものとする。

(秘密の保持)

第17条 前条に定めるほか、乙は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。

- 2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第18条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。
 - (1) 甲は、承諾の時に本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。
 - (2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(著作権等の帰属・使用)

第19条 乙は、納入物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。）を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。

- 2 乙は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(個人情報の取扱い)

第20条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（第5条第2項に定める下請負人を含む。）に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。
 - (2) 甲から預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

(資料等の管理)

第21条 乙は、甲が貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

(契約の公表)

第22条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(紛争の解決方法)

第23条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。

- 2 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

特記事項

【特記事項1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- (3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項 2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号
支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙

※ 以下、仕様書を添付